

- 組合がETCクレジットカード（≠ETCコーポレートカード）を組合員に交付し、組合員がETCクレジットカード利用に係る高速道路代金の仕入税額控除を行うには、組合員（又は組合）が道路会社の「ETC利用照会サービス」から「利用証明書」（簡易インボイス）をダウンロードし、組合員において保存する必要。
 - しかしながら、カード交付（保有）枚数が大量で、カード毎「利用証明書」をダウンロードすることが実務上困難との実態を踏まえ、以下の方法で組合員が仕入税額控除を行って差し支えない。
 - ① 組合が、クレジットカード会社から交付される「クレジットカード利用明細書」と**高速道路会社等ごとに任意の一取引の「利用証明書」を併せて保存**
 - ② 組合は、**これらに基づき精算書を組合員に交付し、組合員はその精算書を保存**
- ※ 道路代金に、消費税の課税対象外取引（例：空港連絡橋利用税として支払う関西国際空港と内陸部を結ぶ連絡橋の通行料金）が含まれる場合には、その取引は仕入税額控除の対象外となる。
- ※ 「クレジットカード利用明細書」は、個々の高速道路利用に係る内容が判明するものに限る。また、取引日や取引内容、取引金額が分かる利用明細データ等を含む。
- ※ 「利用証明書」については、カード利用明細書の受領ごとに（毎月）取得・保存する必要はなく、高速道路会社等がインボイス発行事業者の登録を取りやめないことを前提に、利用した高速道路会社等ごとに任意の一取引に係る利用証明書を令和5年10月1日以後、一回のみ取得・保存することで差し支えない。また、例えば、A高速道路会社からB高速道路会社を経由してC高速道路会社の料金所で降りた際、C高速道路会社がまとめて利用証明書を発行している場合には、C高速道路会社の利用証明書を保存することになる。
- ※ 組合が高速道路代金（ETCクレジットカード）について、両建経理（道路会社からの請求を「仕入」、組合員への請求を「売上」として処理）している場合、組合は上記①の取扱いにより仕入税額控除可能。また、組合員は組合が売手として交付する請求書（インボイス）を保存することで仕入税額控除可能。

